

大阪府薬剤師会喫煙防止活動実施要綱

(目的)

喫煙は、喫煙者本人の健康に影響を与えるばかりでなく、非喫煙者に対しても、受動喫煙というかたちで大きな影響を及ぼすため、大阪府薬剤師会は、日本薬剤師会の『新・禁煙運動宣言(注)』に基づき、禁煙の推進・受動喫煙の防止に努め、大阪府民の健康保持増進に寄与する。

(実施期間)

通年

(実施者)

社団法人大阪府薬剤師会及び各支部

(実施内容)

1. 大阪府薬剤師会会員並びに大阪府民に対する各種啓発活動の実施

(1) 府薬雑誌等印刷媒体による啓発

府薬雑誌・FAXニュース等において、会員に喫煙防止を呼びかける。また、禁煙サポートのための情報提供を行う。

(2) 支部開催健康展等における啓発

支部で開催される健康展等において、パネル等啓発物品を用いて地域住民に喫煙防止を啓発し、禁煙等に関する相談を受付ける。

(3) 研修会等による啓発

禁煙サポートに関する薬剤師研修会等、当会で開催する研修会等において会員に大阪府民の喫煙防止サポートを呼びかける。

(4) 会員薬局・薬店の大阪府が実施している「全面禁煙施設」への登録を推進する。

(5) その他

学会等における発表を通じて、喫煙防止運動を広くアピールする。

大阪府薬剤師会認定基準薬局では、薬局の体制整備として「薬局内が全面禁煙であり、たばこを販売していない」ことを認定要件としている。

2. 上記1.の啓発事業を効果的に実施するための啓発物品(パネル・ポスター・ステッカー等)の作製

(その他)

本要綱は、平成20年11月15日から施行する。

(注)平成18年1月18日日本薬剤師会理事会承認『新・禁煙運動宣言』

私達は、国民の健康を守るため、以下のような取り組みを進め、禁煙の推進・受動喫煙の防止に貢献します。

1. 国民の禁煙支援に積極的に取り組みます。
2. 特に妊婦・未成年者への禁煙啓発活動を行います。
3. 薬剤師の禁煙を徹底します。
4. 薬局・薬店内の禁煙を徹底します。
5. 薬剤師会館の全館禁煙を徹底します。
6. 薬局・薬店ではたばこの販売を行いません。